

好意の感情の不当な利用(第4条第3項第6号)

消費者は、

条文の概要

○事業者が消費者契約の締結について
勧誘をするに際し、

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、

- ①勧誘者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、
- ②勧誘者も消費者に同様の感情を抱いていると誤信していること

を知りながら、

○これに乘じ、消費者契約を締結しなければ勧誘者との関係が破綻することになる旨を告げることにより

○困惑し、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ポイント①

- 社会生活上の経験が乏しいとは、社会生活上の経験の積み重ねが消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないこと
- 社会生活上の経験が乏しいか否かは、**年齢によって定まるものではなく、中高年であっても該当し得る**

ポイント②

友情や先輩への感情も、恋愛感情と同程度に親密な感情であれば、「好意の感情」に該当し得る

例：日頃から同じ寮で生活し、かつ所属するサークルも同じである勧誘者に対して抱く感情が、単なる良い印象や好感を超えた親密な感情であれば、該当し得る

ポイント③

- 消費者が、勧誘者に対して好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信

例：消費者が勧誘者に対し好意の感情を伝えるメール等のやり取りがあったり、消費者と勧誘者が2人で出掛けたり食事したりする場合等は、該当し得る

- 事業者がこうした**片面的な人間関係**を知りながら勧誘

ポイント④

- 必ずしも口頭によることを必要とせず、消費者が実際に認識できるものであれば含まれ得る